

○中間とりまとめ（2016年12月21日）における課題認識

丹波篠山の「集落丸山」や「篠山城下町地区」、長崎・小値賀島、東京・谷中、長野・諏訪などの、地域に残る古民家などを面的に改修・活用する地域再生の新たな取組は、本タスクフォースの中間とりまとめに向けた原動力となった。

古くからの地域の人々と外部の様々な専門知識を持った事業者とが一体となって地域再生に取り組み、そうした中で、観光による交流人口の拡大を通じて、耕作放棄地が解消されるなど限界集落が一変する姿、地域の空き家や商店街の空き店舗が改修・活用されて、本来のまちなみを取り戻した姿、さらには、新たな雇用が生まれ、U I ターンの若者が増加したり出生率が大幅に向上するなど、まちやむらに人が戻り活気がよみがえってきたという姿の中に、今後の観光・地域振興の鍵がある。

これら地域の力を最大限に引き出すための政府の役割は、地域の力と専門性の高い方々の意欲を引き出し、事業として成立するように環境を整えることであると認識した。

このため、本タスクフォースにおいては、これまで2016年9月から3回にわたり、農村地域、離島、商店街、町屋など様々な形で先駆的な取組を行っておられる方々からヒアリングを行い、今後の取組の方向性について検討を進めてきた。

具体的な課題として、

- ・人材： 観光まちづくりに取り組みたいと意欲とノウハウをもった人たちを、必要とする地域に繋げるネットワークやワンストップの相談体制が必要ではないか。
- ・自治体との連携・情報発信： 地域の取組を成功させるためには、地方自治体が民間に協力する体制も重要。地方自治体自身が本取組に意欲を持ち、協力を得るために、効果的な情報発信や働きかけが必要ではないか。
- ・金融・公的支援： 各地域における事業立ち上げ時の資金確保の面で、地域金融機関、公的金融機関等が一層連携し、公的支援制度も活用しつつ、その投融資機能が最大限に活用されることが必要ではないか。
- ・規制・制度改革： 古民家等をホテル・レストランとして活用するにあたり、建築基準法、旅館業法、消防法等について、その運用が地域で異なっていたり、伝統的な建築物にふさわしい基準になっていないケース等があることから、全国統一的なガイドラインの策定や、基準の見直し等が必要ではないか。

の4点が抽出されたが、それぞれの課題について具体的な解決策を提供する必要があり、とりまとめに先立ち、本タスクフォース第4回会議において、中間とりまとめを行った。

○とりまとめ

中間とりまとめを踏まえ、2017年1月30日に「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」が発足した。「連携推進チーム」では、内閣官房に設置した「連携推進室」及び有識者からなる「専門家会議」が一体となり、中間とりまとめに盛り込んだ支援策の具体化と、地域から寄せられた具体的な相談・要望への支援を進めている。また、関係府省においては、平成29年度予算等を具体化し、個別の観光まちづくりの取組への支援に着手しているところである。

このような中間とりまとめ後の取組を踏まえ、今後の支援策を本タスクフォースのとりまとめとして集約する。

そして今後は、このとりまとめを毎年フォローアップし、各地域の取組を加速する。

歴史的資源を活用した観光まちづくりTF とりまとめ

(1) 人材

- 2017年**1月30日**に「**歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム**」（連携推進チーム）による地域からの相談や要望にワンパッケージで対応する体制を構築（別紙）し、ホームページを開設して、**地域から30件超の相談等を受け付けている**。今後は、ホームページで公表している支援メニュー集の充実、歴史的資源の再生・活用事例集の策定等を行い、広く本取組の情報共有を行っていく。
- 地域からの相談・要望に対して、専門家が**現地視察、相談者へのヒアリング等の支援**を展開中（ビークル（中間事業者）の起業支援等）であり、今後も地域からの相談や要望に対応し、地域ごとの熟度に応じたオーダーメイドの支援を実施していく。
- 料理人、設計・施工技能者、発地・着地オペレーター等の**人材育成**（セミナー・勉強会の開催、インターンシップの実施等）や、**専門人材・企業リストの作成**を関係業界・企業等と連携して進める。また、料理人等の都市部から**地方部への人材流動**を促すため、料理人等の地方部への移住等に係る**ニーズや受け入れ地域の条件・環境整備等に係る調査**を実施し、その結果を踏まえ、意欲ある有望な人材とそれを求める地域との**マッチング支援**等に取り組む。 ※2017年度「古民家等の歴史的資源」を選定した「**テーマ別観光による地方誘客事業**」も活用。

(2) 自治体・情報発信

- 各都道府県の市長会等の会議を活用し、本取組の重要性・有用性についての**市町村長へのダイレクトの働きかけ**を継続して実施する。また、**自治体等向けリーフレットを作成・配布**する。
- 全国の自治体（**重要伝統的建造物群保存地区**に指定されている自治体等）・日本版**DMO**候補法人に対して、ワンストップ相談体制の整備に関する情報提供や、本取組に係る**意向調査**を実施（2017年2～4月）した（**80%を超える地域が取組意向あり**）が、それにより把握した、本取組への認識がない自治体・日本版DMO候補法人に対して**説明会の開催**等を通じて取組の周知を図るとともに、取り組む意欲のある自治体・日本版DMO候補法人に対して、**個別にヒアリング**を実施し、障害の把握やその解決策の検討等を行う。
- 重要伝統的建造物群保存地区**（114地区）については**協議会**を、日本版**DMO**候補法人（145法人）に対しては昨年度構築された「**DMOネット**」をそれぞれ活用し、本取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の**取組内容の共有**を随時図る。
- 日本政府観光局（**JNTO**）と地域経済活性化支援機構（**REVIC**）の**連携協定**（2017年4月18日締結）等に基づき、歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域に関する情報を**海外へ強力に発信**し、地方誘客を図る。また、情報発信に際しては、インバウンド消費の拡大にも資する「**古民家ステイ**」の**品質管理・ブランド化**と、SNS等の**オンライン・メディア活用**を進める。

(3) 金融・公的支援

- **REVIC**の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を活用し、古民家再生等による観光まちづくり事案への支援を実施（26件）してきているところ、引き続きこの機能を**最大限に活用し取組の各地での展開**を図る。
- **地域金融機関による事業性評価に基づく融資**等の促進に向けた深度ある対話及び**優良事例の公表**・金融機関間の情報共有や、**REVICとの連携**等による地域金融機関の取組を加速する。
- **クラウドファンディング**による資金調達の先行事例・具体的な手法を、連携推進チームのホームページ等を活用して周知し、活用を促進する。
- **小口投資を活用した古民家等の再生を促進**するため、自治体等と連携し、**小規模不動産特定共同事業**（第193回国会に不動産特定共同事業法改正案を提出中）の**普及・啓発**に取り組む。
- 支援プロジェクトを特定した**ふるさと納税**の先行事例・具体的な手法について、自治体担当者等の集まる研修会等を活用して周知し、活用の促進を図る。
- 「**重要伝統的建造物群保存地区**の建造物の宿泊施設等への活用事業への重点支援」「**農泊実施民間組織**への直接支援制度の新設」等の公的支援について、意欲ある地域への**支援の具体化**を図る。
- 連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を整理・分析し、**現行の制度、支援方策の改善・充実**を進める。
- REVICの有する地域の観光活性化に関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を、**REVICの支援・出資決定期限（2017年度末）後も安定的・継続的に提供**できるよう、関係省庁が連携し、**具体的な体制整備**を行う。

(4) 規制・制度改革

- **建築基準法**関係
 - ・ 歴史的建造物を建築基準法の**適用除外にするための条例の制定を進める**ため、関係自治体、建築の専門家、国からなる連絡会議において、関係自治体の取組状況や事例を随時情報提供するとともに、**2017年度中**に歴史的建造物に関する建築基準法適用除外の条例の制定・活用に関する**ガイドラインを策定・公表**する。
 - ・ 建築基準法の建築基準の合理化について、古民家を住宅以外に用途変更しやすくするため、**段階の基準の合理化**や、**伝統的構法の構造に関する仕様の追加**を、**2017年度前半に措置**する。また、これ以外にも、連絡会議等を通じて、実際の支障事例を収集し、積極的に技術基準の更なる合理化に取り組む。

(4) 規制・制度改革

○市街化調整区域（都市計画法）開発関係

- ・市街化調整区域においてオーベルジュ等が柔軟に開業できるよう制度運用の改善を図るため、空家となった古民家等の既存建築物を地域資源として観光振興等による地域再生に活用する場合に、**地域の実情に応じ、用途変更の許可の運用が弾力化**されるよう、**技術的助言を国から地方公共団体に対して発出した**（2016年12月27日）。

○消防法関係

- ・「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月）」も踏まえ、古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、有識者や消防機関の意見を踏まえ、以下の通り**特例の考え方等の整理・公表**を行った（2017年3月）。
 - ①古民家等に関する、**自動火災報知設備や誘導灯等の適用除外事例**を紹介・周知。
 - ②古民家の宿泊施設等への活用の際し、簡明な経路により容易に避難できる場合に利用者にその旨を周知するなど、**一定の要件を満たす場合には、「誘導灯」及び「誘導標識」の設置を要しない旨**を周知。
 - ③**延べ床面積300㎡未満の古民家活用施設**に自動火災報知設備を設置する場合、消防設備士等の資格も不要で、簡便な工事で設置可能な無線式の設備（**特定小規模施設用自動火災報知設備**）**で足りる旨**を広く周知（リーフレット（2.5万部）を作成、各都道府県を通じて消防本部及び保健所へ配布するとともに、ホームページでも周知。）。
- ・引き続き古民家等に関する消防用設備等の適用除外事例を収集するとともに、各消防本部に対して助言等を行うことにより、できる限り統一的な運用を確保する。

○旅館業法関係

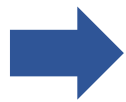
- ・時代に見合ったシンプルな制度に見直しすべく、**ホテル・旅館営業の一本化**を含む「**旅館業法の一部を改正する法律案**」を**第193回国会へ提出した**（2017年3月7日）。
- ・旅館業法の改正に合わせ、**客室数の最低数の撤廃、便所の数値規制の撤廃、複数の簡易宿所における共同での玄関帳場の設置**を認める等、ゼロベースで規制の大幅な見直しを実施する。
- ・都道府県等が今回の規制の見直しの趣旨を踏まえて、適切に条例改正等の措置を講ずるよう、要請するとともに、見直し後の状況や関係者の意見等を踏まえ、旅館業規制の一層の適切な見直しに努める。

○その他

- ・建築基準法、消防法、旅館業法等について、連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析し、適時適切に規制・制度の改善を進める。

歴史的資源を活用した観光まちづくりTF とりまとめ

民間を中心とした地域の観光まちづくりの取組を、異業種からなるワンセットの専門家チームが、継続的に伴走し、地域毎にオーダーメイドで支援



2020年までに全国200地域での取組を目指す

このため、**2017年1月30日**に、
○民間人材による「歴史的資源を活用した観光まちづくり**専門家会議**」を設置
○内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくり**連携推進室**」を設置し、意欲ある地域の相談・要望に国がワンパッケージで対応し、官民が連携した支援体制を構築

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム

歴史的資源を活用した観光まちづくり**専門家会議**
(タスクフォース有識者を中心に構成)



歴史的資源を活用した観光まちづくり**連携推進室**
(内閣官房 (運営協力：観光庁、農水省))

- 地域からの相談に関する支援等のワンパッケージ対応
 - 歴史的資源の再生・活用事例集の策定
 - 専門人材・企業リストの策定
 - 現場における課題やニーズの共有
 - 支援メニュー集の策定
 - 規制・制度の改革の促進
- 等

問い合わせ先

E-Mail : kominka@mlit.go.jp HP : <http://kominkasupport.jp/>

地域の取組



まちづくり組織の組成

まちづくり計画の策定

物件活用に向けた所有者との調整・交渉

物件活用事業者の募集とマッチング

物件の改修

事業の運営